

輸出者等遵守基準を定める省令の改正について

—需要者確認を確実にを行うための手続きを規定

2021.8.31

CISTEC 事務局

経済産業省は、8月31日、輸出者等遵守基準を定める省令の改正内容を公開し、パブリックコメントの募集を開始した。同省令は2009年に制定されたが、それ以来の初めての改正となる。

1. 背景

昨今、米国、中国はじめ様々な国・地域の間で、先端技術の研究開発競争が激しさを増す中、技術情報の窃取も懸念されている。そのような状況において、安全保障貿易管理を確実にすることは、極めて重要である。

しかし、近年、無許可輸出件数は増加傾向にある他、許可は取得したが輸出者が意図しないところで当初の需要者以外へ貨物が流出する事案が多発している。また、輸出管理の点で十分な精査を行わないまま海外代理店と契約した結果、代理店から懸念需要者へ貨物が渡ったケースも見受けられる。こうした流出事案は、主に3つの要因が挙げられる。

- ①子会社に用途・貨物需要者・技術利用者の審査業務を一任した結果、不十分だった。
- ②継続的に取引に関わる貨物需要者・技術利用者の審査が不十分だった。
- ③子会社及び職員への適切な指導を怠っていた。

2. 趣旨

「対外取引の正常な発展並びに国際的な平和及び安全の維持を期し、我が国経済の健全な発展に寄与する」という外為法の目的を踏まえ、安全保障貿易管理上の重要な貨物等の流出の未然防止を図るため、外為法に基づく「輸出者等遵守基準を定める省令」を改正。2009年成立以来、初めての改正となる。省令通りに業務が遂行されない場合、罰則等は、その程度により、外為法に照らし合わせて判断される。

3. 改正内容

見直し内容は主に以下の3点。いずれも、運用通達・役務通達・提出書類通達にある取引審査のポイント（輸出許可等の4つの審査基準）で求めている内容であり、それをより確実に実現するために、改めて「輸出者等遵守基準を定める省令」に記載している。

(1) 需要者等の確認（第一条第二号ニ前段）：既存の内容をより分かり易く明記

従来は「用途確認」に関する文中の括弧内に間接的な表現で記載されていたが、輸出管理において「需要者等の確認」「用途確認」は各々重要な要素である為、改正後は、独立し

た形で、各々明確に記載している。また、需要者等（技術取引の相手方若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。以下同じ。）と需要者等の用語解釈を省令の括弧内に明記している。

(2) 情報の信頼性を高める措置の実施（第一条第二号ニ後段）：新規の内容

用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の情報を、第三者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行う必要性について、新たに記載している。

(3) 輸出等業務に関わる子会社に対する指導：新規の内容

輸出等業務に関わる子会社に対し、当該業務の適正な実施のために必要な措置を講じる体制及び手続を定め、定期的に当該措置を行うよう努めることを、新たに記載している。